

省エネルギー設備導入計画等作成支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 省エネルギー設備導入計画等作成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 「省エネルギー」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年北海道条例108号）第2条第1号に定める、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーを効率的に使用することをいう。

(目的)

第2条 この補助金は、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入を前提とした設計、導入可能性調査に対して、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 道内に事務所又は事業所を有する法人（会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する医療法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人又は公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）その他特別の法律に規定する組合及び連合会）

(2) 複数の(1)に掲げる者による共同体（以下「コンソーシアム」という。）

2 コンソーシアムを構成するに当たっては、別に示す「コンソーシアム協定書」を締結しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係団体（暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体をいう。）に該当する者。

(2) 次に掲げる税金の滞納がある者。

ア 道税(道が賦課徴収するものに限る。以下同じ。)

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(3) その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、産業部門など関連事業における省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計、当該設計に要する調査及び導入可能性調査を行う事業であること。

2 前項に掲げる事業については、次のいずれにも該当していなければならない。

(1) 補助対象者が道内の複数の建物、街区、エリア等を対象に面的に取り組む事業、あるいは、サプライチェーンを構成する複数の事業者によって行う事業であること。

(2) エネルギー消費量について、設備導入前と比較して年率20%以上の削減効果が見込まれる設備

の導入を前提とする事業であること。

- (3) 省エネルギー効果を客観的に示すことができる事業であること。
- (4) 事業の進捗状況、課題、成果等を公表することができる事業であること。
- (5) 他の道事業に採択されることがない事業であること。
- (6) 補助事業終了後、補助事業者自らが事業成果等の普及啓発等を行うものであること。

(補助対象経費、補助率及び限度額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額については、次の表の区分のとおりとする。

補助対象経費	補助率	限度額
報償費、旅費、備品購入費、使用料及び賃借料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、委託料、その他知事が必要と認めた経費	1 / 2 以内	100万円

(事業計画の提案)

第6条 補助対象者は、知事が指定する期日までに、事業の内容等を記載した事業計画を提案し、知事の認定を受けるものとする。

- 2 事業計画の提案は、知事に対して省エネルギー設備導入計画等作成支援事業計画書（別記第1号様式）を提出することにより行うものとする。

(有識者会議の開催)

第7条 知事は、前条の規定により事業計画の提案があった時は、有識者会議を開催する。

- 2 有識者会議においては、前条の規定により提出された事業計画書について、次の観点で意見を聴取するものとする。
 - (1) 実証事業及び事業の可能性を調査するための事業又はそれと同等の内容と認められる調査結果に基づき、その実現に向けたものであること。
 - (2) 省エネルギー効果が客観的に示されており、実現性が高いものであること。
 - (3) 道内への波及効果が高いなどのモデル性の高いものであること。

(事業計画の認定)

第8条 知事は、前条第2項の規定により聴取した有識者会議の意見を踏まえ、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に意見を付して認定を行うことができる。
- 3 知事は、事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 事業計画の認定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、知事に対し、別に指定する期日までに、補助金等交付申請書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して補助金の交付の申請を行うものとする。

- (1) 事業計画書（別記第3号様式）
 - (2) 補助金等交付申請額算出調書（別記第4号様式）
 - (3) 経費の配分調書（別記第5号様式）
 - (4) 事業予算書（別記第6号様式）
 - (5) 資金収支計画書（別記第7号様式）
 - (6) その他知事が別に指示する書類
- 2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定す

る地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。

- (1) 提出期限 別に指示する日
- (2) 提出先 経済部GX推進局GX推進課

(補助金の交付の決定)

第 10 条 知事は、前条第 1 項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金等交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、別記第 8 号様式により、申請者に交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第 11 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業(以下「補助事業」という。)を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第 9 号様式の補助事業等中止(廃止)承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、別記第 10 号様式の補助事業等執行遅延(不能)報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の経費の配分の変更)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第 11 号様式による補助事業等変更承認申請書に第 9 条の 1 項に掲げる書類を添付の上、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における 20 パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(補助事業の内容の変更)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第 11 号様式による補助事業等変更承認申請書に第 9 条の 1 項に掲げる書類を添付の上、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合で、その事業量又は事業費について、20 パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(財産の管理及び処分の制限)

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち、規則第 23 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。
- 3 補助事業者は、前項の処分制限財産について、別に示す「処分制限財産台帳」を設け、保管状況を明らかにしなければならない。
- 4 補助事業者は、第 2 項の処分制限財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間(以下「処分制限期間」という。)において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付され

た補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。

- 5 補助事業者は、前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- 6 知事は、前項で定める場合を除くほか、補助事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

(産業財産権等に関する届出等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等を補助事業実施年度又は補助事業実施年度終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に別記第 12 号様式により知事に届出しなければならない。

(実績報告)

第 17 条 補助事業者は、第 10 条の規定により交付決定を受けた補助事業が完了したとき（第 11 条の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、別記第 13 号様式の補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書（別記第 3 号様式）
- (2) 経費の配分調書（別記第 5 号様式）
- (3) 補助金等精算書（別記第 14 号様式）
- (4) 事業精算書（別記第 15 号様式）
- (5) 補助事業において作成した導入計画、設計図面等の写し
- (6) 第 15 条第 3 項に規定する処分制限財産の台帳の写し
- (7) その他知事が別に指示する書類

(消費税等)

第 18 条 補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、前条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 16 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第 19 条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、補助事業の中に第 15 条第 2 項に規定する処分制限財産を有し、同条第 4 項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理し、保管しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 20 条 知事は、第 17 条の規定による補助事業等実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 21 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(事業の実施状況の報告)

第 22 条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に、当該補助事業に係る過去 1 年間の事業の実施状況について、別記第 17 号様式により知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、必要に応じて、補助事業者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 補助事業者は第 1 項の報告に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後 2 年間保存しなければならない。

(収益納付)

第 23 条 知事は、前条の規定による報告書により、補助事業者に当該補助事業の産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与等により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付（補助金の確定額の合計額を超えない範囲内に限る。）させることができるものとする。

(申請の取下げ)

第 24 条 補助事業者は、交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第 18 号様式）を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなすことができる。

(成果の発表等)

第 25 条 知事は、補助事業の名称、補助事業の概要、補助事業者名、所在市町村名、補助金額を公表するものとする。

- 2 知事は、第 17 条及び第 22 条に規定する報告書を、本道における省エネルギーの導入促進などのために活用し、必要に応じて補助事業者に事業の成果等を発表させることができる。

(交付の決定の取消し)

第 26 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命じるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(5) (1) から (4) までに掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(電子メールによる申請等)

第 27 条 補助事業者は、補助金の交付の申請、届出、その他この補助事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(その他)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則 (令和 4 年 (2022 年) 3 月 29 日付け環工ネ第 3115 号)

この要綱は、令和 4 年 (2022 年) 4 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 (2023 年) 3 月 29 日付け環工ネ第 1867 号)

この要綱は、令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 (2024 年) 5 月 7 日付けゼ産第 65 号)

この要綱は、令和 6 年 (2024 年) 5 月 8 日から施行する。

(令和 8 年 (2026 年) 4 月 20 日付け G X 第 73 号)

この要綱は、令和 8 年 (2026 年) 4 月 20 日から施行する。